

○猟銃用火薬類等の消費の許可

(第 25 条第 1 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

令和 3 年 3 月 26 日

審査基準

令和 3 年 3 月 26 日作成

法令名	火薬類取締法
根拠条項	第 25 条第 1 項
処分の概要	猟銃用火薬類等の消費の許可
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	火薬類取締法第 25 条第 2 項(猟銃用火薬類等の消費の許可)、同第 50 条の 2 第 1 項(猟銃用火薬類等の特則) 火薬類取締法施行令第 12 条(猟銃用火薬等) 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令第 3 条第 2 項・第 3 項、同第 11 条(消費の許可の申請)、同第 12 条(無許可消費数量)、同第 13 条(申請及び届出の手續)
審査基準	当該火薬類の爆発又は燃焼が、 (1) 人の生命、身体又は財産に直接又は間接に危険を生じさせるおそれがあるとき (2) 他の法令で禁止されているとき 等公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、許可しない。
標準処理期間	5 日
申請先	消費地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	警察署長